

目 次

○第1号（1月31日）

議事日程 第1号	1
本日の会議に付した事件	2
出席議員	3
欠席議員	3
説明のため出席した者	3
事務局職員出席者	3
開会・開議	4
日程第 1 会議録署名議員の指名	4
日程第 2 会期の決定について	4
日程第 3 報告第 1号 専決処分について（交通事故による損害賠償）	4
日程第 4 報告第 2号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）	6
日程第 5 報告第 3号 専決処分について（道路愛護作業における物損事故による損害賠償）	7
日程第 6 報告第 4号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第6号））	8
日程第 7 議案第 1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について	9
日程第 8 議案第 2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について	11
日程第 9 議案第 3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について	13
日程第10 議案第 4号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について	15
日程第11 議案第 5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	17
日程第12 議案第 6号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について	31
日程第13 議案第 7号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について	36

日程第 1 4	議案第 8 号	令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）につ いて……………	4 5
日程第 1 5	議案第 9 号	令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について……………	5 0
日程第 1 6	議案第 1 0 号	令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号） について……………	5 2
日程第 1 7	議案第 1 1 号	令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号） について……………	5 4
日程第 1 8	議案第 1 2 号	榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変 更契約の締結について……………	5 6
日程第 1 9	議案第 1 3 号	榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請 負変更契約の締結について……………	5 9
日程第 2 0	議案第 1 4 号	榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請 負変更契約の締結について……………	6 4
日程第 2 1	議案第 1 5 号	財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備 事業 備品購入業務）……………	6 6
日程第 2 2	議案第 1 6 号	財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備 事業 給食備品購入業務）……………	6 9
閉 会……………			7 1

令和 7 年 第 1 回

榛 東 村 議 会 臨 時 会 会 議 録

第 1 号

1 月 3 1 日 (金)

令和 7 年第 1 回榛東村議会臨時会会議録第 1 号

令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日）

議事日程 第 1 号

令和 7 年 1 月 3 1 日（金曜日）午前 9 時 3 0 分開議

- 日程第 1 会議録署名議員の指名
- 日程第 2 会期の決定について
- 日程第 3 報告第 1 号 専決処分について（交通事故による損害賠償）
- 日程第 4 報告第 2 号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）
- 日程第 5 報告第 3 号 専決処分について（道路愛護作業における物損事故による損害賠償）
- 日程第 6 報告第 4 号 専決処分について（令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 6 号））
- 日程第 7 議案第 1 号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 8 議案第 2 号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 9 議案第 3 号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 10 議案第 4 号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 11 議案第 5 号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 12 議案第 6 号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 日程第 13 議案第 7 号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について
- 日程第 14 議案第 8 号 令和 6 年度榛東村一般会計補正予算（第 7 号）について
- 日程第 15 議案第 9 号 令和 6 年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第 3 号）について
- 日程第 16 議案第 10 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 17 議案第 11 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について
- 日程第 18 議案第 12 号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負契約の締結について
- 日程第 19 議案第 13 号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負契約の締結について
- 日程第 20 議案第 14 号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負契約の締結について

て

- 日程第 2 1 議案第 1 5 号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）
- 日程第 2 2 議案第 1 6 号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 給食備品購入業務）
-

本日の会議に付した事件

議事日程に同じ

出席議員（１１名）

2番	吉澤浩一君	3番	浅見隆君
4番	齊藤将史君	5番	須田仁美君
6番	三俣実君	7番	波多野佐和子君
8番	小板橋尚君	9番	生方勇二君
10番	善養寺孝君	11番	清水健一君
12番	早坂通君		

欠席議員（なし）

説明のため出席した者

村長	南千晴君	副村長	小池秀樹君
総務課長（兼）	一倉学君	企画財政課長	富澤光彦君
会計課長	早川弘行君	住民生活課長	飯塚邦守君
税務課長	碓井由果君	産業振興課長	狩野宏記君
健康保険課長	山口誠一君	上下水道課長	岡部貴一君
建設課長	須永光明君	学校教育課長	湯澤知佐子君
教育長	村上誠君		
生涯学習課長			

事務局職員出席者

事務局長	関口健一	書記	天田華子
------	------	----	------

◎開会・開議

午前9時30分開会・開議

○議長（生方勇二君） ただいまから、令和7年第1回榛東村議会臨時会を開会いたします。

出席議員の確認を行います。

議員は全員出席であります。よって本日の会議は成立いたします。

本日の会議は議事日程1号により進めてまいります。



◎日程第1 会議録署名議員の指名について

○議長（生方勇二君） 日程第1、会議録署名議員の指名についてを議題といたします。

会議録署名議員の指名は、会議規則第118条の規定により、議長において、8番小坂橋尚議員、10番善養寺孝議員を指名いたします。



◎日程第2 会期の決定について

○議長（生方勇二君） 日程第2、会期の決定についてを議題といたします。

会期の決定につきましては、議会運営委員会に付託しておりますので、議会運営委員会委員長から委員長報告を求めます。

11番清水健一議員。

〔議会運営委員会委員長 清水健一君登壇〕

○議会運営委員会委員長（清水健一君） 本臨時会の会議の決定について報告を行います。

1月29日午前10時から、301会議室において、委員全員及び議長、執行からは村長、副村長、関係課長出席の下、令和7年第1回榛東村議会臨時会の会議の決定について協議を行いました。協議の結果、本臨時会の会期につきましては、本日令和7年1月31日の1日限りとすることに決定いたしました。

以上、委員長報告といたします。

令和7年1月31日、議会運営委員会委員長、清水健一。

○議長（生方勇二君） 委員長報告が終わりました。

お諮りいたします。

ただいまの委員長報告のとおり、本臨時会の会議は本日1日限りとしたいと思いますが、これにご異議ございますか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、本臨時会の会期は、本日1日限りと決定いたしました。



◎日程第3 報告第1号 専決処分について（交通事故による損害賠償）

○議長（生方勇二君） 日程第3、報告第1号 専決処分について（交通事故による損害賠償）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 報告第1号 専決処分について（交通事故による損害賠償）を説明報告いたします。

議案書は37ページでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分をしたので、これを報告するものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

処分件名、交通事故による損害賠償、処分年月日、令和7年1月10日でございます。

議案書38ページには専決処分書があり、事件名、事故発生日等が書かれておりますが、議案参考資料115ページに基づきましてご説明申し上げます。

趣旨・目的、地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分をしたものでございます。

事故の概要ですが、令和6年8月9日午後3時15分頃、榛東村大字山子田1756番地先村道北谷地・北野線において、村側の車両が村内の民地敷地から東側に向かって左折した際、後走してきた相手方の車両が村側の車両を避けようとして側溝に脱輪し、自動車下部に損害を負ったものでございます。

損害賠償の概要といたしまして、本件事故原因の発生割合は、村側80%、相手方20%であり、村から相手方に対し、損害賠償金として金20万7,698円を支払うことで示談が成立したものでございます。

また、予算措置といたしまして、不要となっております。本件の対物損害賠償金は、自動車損害賠償保障法に準じまして、村が加入している保険会社から相手方に全額が直接支弁されるためのものからです。

また、紛争を将来に残さないため、以上の内容の和解契約を締結したものでございます。

以上、雑駁でございますが、報告説明を終了いたします。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 事故に対する損害賠償ですが、これ20%、80%という割合で費用負担がなされていると。これ金額的には20万7,698円というような形で、これは、現金として、現金というか榛

東村として支払われているのか、あるいはこれが保険会社から支払われた金額なのか、その辺のところをちょっと回答してもらいたいのと、これがもし仮に、20万7,000円という金額が80%とすれば、トータルで大体25万円ぐらいのトータル金額、修理代としてかかっているというふうに認識はできると思うんですけども、その辺のトータル金額はどの程度なのか。分かる範囲で結構です。回答お願いします。

○議長（生方勇二君） 企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 齊藤議員のご質問にお答えいたします。

まず支払いに関してなんですけれども、これは既に保険会社から相手方自動車修理工場に対して支払われております。

それから、2番目の80/20のお話で、トータル金額につきましては、まさしくそのとおりでございまして、総額に対しまして80%が先ほど申し上げました20万7,698円のことでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎日程第4 報告第2号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）

○議長（生方勇二君） 日程第4、報告第2号 専決処分について（グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 報告第2号 専決処分について（グレーチング設置不良の原因とする物損事故による損害賠償）についてご説明申し上げます。

議案書は39ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく、議会の委任による長の専決処分手項の指定についてにより、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

処分件名、グレーチング設置不良を原因とする物損事故による損害賠償。

処分年月日は令和7年1月10日でございます。

議案書40ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

事故発生日は令和6年9月19日。

発生場所は北群馬郡榛東村大字新井3048番地13。

事故の当事者については、記載のとおりでございます。

議案参考資料116ページをご覧ください。

事故の概要でございます。

令和6年9月19日、村道梨子木12号線を車で走行中、側溝に設置されているグレーチングに車両の左前輪が乗った際、車両が乗った部分と反対側のグレーチング、同じものですが、反対側が跳ね上がり、車両下部に穴を開ける損傷を与えたため、設置してあったグレーチングの長さが短いことにより跳ね上がった減少となっておりますが、こちらにより損傷を与えたことにより、物損事故として補償金を払うものでございます。

損害賠償の概要でございますが、本件事故原因の過失割合は、村側が100%。村が相手方に賠償金を支払うことで示談が成立しましたので、専決処分を進めるものでございます。

なお、本事件につきましては、道路法第10条第1項において、市町村道の管理は、その路線の存する市町村が行うこととなっており、この管理道路において道路施設による事故があったことから紛争将来残さないため、相手方と和解契約を取り交わし、損害賠償金を支払うものでございます。

以上で、報告第2号の説明を終わります。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎日程第5 報告第3号 専決処分について（道路愛護作業による物損事故による損害賠償）

○議長（生方勇二君） 日程第5、報告第3号 専決処分について（道路愛護作業による物損事故による損害賠償）を議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

山口建設課長。

〔建設課長 山口誠一君発言〕

○建設課長（山口誠一君） 報告第3号 専決処分について（道路愛護作業における物損事故による

損害賠償を) ご説明させていただきます。

議案書は41ページをご覧ください。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてにより、次のとおり専決処分したので、同条第2項の規定により報告するものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

処分件名は、道路愛護作業における物損事故による損害賠償。

処分年月日は令和7年1月10日でございます。

議案書42ページをご覧ください。

専決処分書でございます。

事故発生日は平成6年10月6日でございます。

事故発生場所は村道中組3号線長岡橋付近となっております。

事故当事者は記載のとおりでございます。

議案参考資料117ページをご覧ください。

事故の概要でございます。

令和6年10月6日午前9時半頃、住民参加による道路愛護の作業中、村道中組3号線において、刈払機による飛び石により走行中の車両に傷等の損傷が生じたものでございます。

損害賠償の概要でございますが、本件は事故原因の過失が村側は100%となり、村から相手方に損害賠償金を支払う旨の示談が成立したものであり、道路愛護の事業を実施中の作業原因によるものであることから、紛争を将来に残さないため、相手方と和解契約を取り交わし、損害賠償金を支払うものでございます。

以上で、報告第3号の説明とさせていただきます。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎日程第6 報告第4号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第6号））

○議長（生方勇二君） 日程第6、報告第4号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第6号））についてを議題といたします。

報告内容の説明を求めます。

富澤光彦企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 報告第4号 専決処分について（令和6年度榛東村一般会計補正予算（第6号））を報告説明いたします。

議案書は43ページでございます。

地方自治法第180条第1項の規定に基づく議会の委任による長の専決処分事項の指定についてによりまして、次のとおり専決処分をしましたので、これを報告するものでございます。

提出日は記載のとおりでございます。

処分件名、令和6年度榛東村一般会計補正予算（第6号）

処分年月日、令和7年1月10日でございます。

議案書44ページには専決処分書があり、第1条で歳入歳出をそれぞれ29万6,000円追加し、総額を歳入歳出それぞれ100億3,869万3,000円としようとするものです。

第2項ではその補正内容は45ページにあります第1表、歳入歳出予算補正のとおりとするものでございます。

参考資料118ページをご覧ください。

先ほどご報告がありました報告第2号及び報告第3号の両件に係る賠償金29万6,000円を相手方に支出し、その同額を総合賠償保険金として諸収入の雑入として歳入しようとする予算補正を1月10日付で、議会の委任による長の専決処分事項の指定に基づき行いましたので、ここに報告をするものです。

以上で報告説明を終了いたします。

○議長（生方勇二君） 報告内容の説明が終わりました。

ここで質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

本件は報告のみといたします。

◎日程第7 議案第1号 議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第7、議案第1号 議会議員の議会報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明申し上げます。

初めに地方自治法第96条第1項第1号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案書につきましては1ページ、そして、議案参考資料はまた同じく1ページをお願いいたします。

初めに、提案理由についてご説明申し上げます。

令和6年の人事院勧告に基づく一般職の職員の給与に関する法律等の一部を改正する法律案が、令和6年12月17日の参議院本会議で可決、成立し、同月25日に法律等の一部を改正する法律として公布されました。その一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じ、議会議員の期末手当の支給割合の改定を行おうとするものです。

この一部改正条例は、施行日の異なる改正を行うために2条立てとなっております。

初めに、第1条において、令和6年度の期末手当支給割合を4.5月から4.6月とするため、現行の12月の期末手当支給割合を2.25から0.10月引き上げ2.35月とし、公布の日から施行するものです。

続いて、第2条において、令和7年度の期末手当支給割合を4.6月とするため、6月期の支給割合を0.05月引き上げ2.30月とし、12月の支給割合を0.05月引き下げ2.30月とするものでございます。

議案参考資料1ページ中ほどの参考の表をご覧ください。

表中右側の計の部分でございますが、改正後の令和6年度と令和7年度の年間支給割合は同じとなります。

議案参考資料2ページ、3ページの新旧対照表をお願いいたします。

こちらは第1条の改正案と第2条の改正案となっております。

議案書に戻りまして、3ページをご覧ください。

附則として、この条例は令和7年4月1日から施行となります。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第1号につきましては、議会運営委員会において、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第1号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第1号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第1号 議会議員の議員報酬及び費用弁償等に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は可決されました。

◎日程第8 議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第8、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 続きまして、議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は3ページ、そして、議案参考資料は4ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じまして、特別職の職員で、常勤のものの期末手当支給割合の改定を行おうとするものでございます。

この一部改正条例は、先ほどの条例と同様、施行日の異なる改正を行うため、2条立てとなっております。

初めに、第1条において、令和6年度の期末手当支給割合を4.5月から4.6月とするため、現行の12月の期末手当支給割合を2.25月から0.10月引き上げ2.35月とし、公布の日から施行するものでございます。

また、第2条におきまして、令和7年度の期末手当支給割合を4.6月とするため、6月期の支給月を0.05月引き上げ2.30月とし、12月期の支給月数を0.05月引き下げ2.30月とし、6月期分、12月期分

の支給割合を同じ支給割合とするものでございます。

議案参考資料4 ページ中ほどの参考の表をご覧ください。

表中右側の計の部分でございますが、改正後の令和6年度と令和7年度の年間支給割合は同じものとなっております。

議案参考資料の5ページの新旧対照表をご覧ください。

こちらは、第1条の改正案と第2条の改正案となっております。

以上で、議案第2号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第2号につきましては、議会運営委員会において、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第2号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第2号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第2号 特別職の職員で常勤のものの給与及び旅費に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで訂正をさせていただきます。先ほどの議案第1号について、可決のところで、私の発言の中で、本案は原案のとおり可決されましたと報告すべきところを、本案は可決されましたと、原案のと

おりを抜かしてしまいました。大変失礼しました。お詫びして訂正申し上げます。

◇

◎日程第 9 議案第 3 号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の 制定について

○議長（生方勇二君） 日程第 9、議案第 3 号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） それでは、議案第 3 号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを説明を申し上げます。

議案書は 5 ページ、そして、議案参考資料は 6 ページ、また 7 ページをお願いいたします。

先ほど申し上げました一般職の職員の給与に関する法律の改定に準じ、職員の給与改定を行うものでございます。この一部改正条例は、先ほどの条例と同様、施行日の異なる改正を行うために 2 条立てとなっております。

議案書の 10 ページをお願いいたします。

初めに、第 1 条において、令和 6 年度の期末勤勉手当の支給割合を 4.5 月から 4.6 月に改正するため、所要の改正を行うものでございます。

また、議案参考資料 7 ページの上の表をご覧ください。

表中右側の計の部分でございますが、改正後の令和 6 年度と令和 7 年度の年間支給割合は同じとなります。

また、定年前再任用短時間勤務（暫定再任用）職員の支給割合を 2.35 月から 2.4 月とするため、所要の改正を行うものでございます。

議案参考資料 7 ページの中段の表をご覧ください。

表中右側の計の部分でございますが、改正後の令和 6 年度と令和 7 年度の年間支給割合は同じとなります。

議案参考資料は 9 ページから 14 ページまでで、こちらが、条例第 3 条について、榛東村職員給与表を別表 1 のとおり改めるものでございます。これによりまして、初任給層、そして、若年層の給与月額を重点に引上げを行うものとなっております。

議案書の 10 ページをお願いいたします。

第 2 条におきまして、令和 7 年度の期末勤勉手当の支給割合を 4.6 月とするため、所要の改正を行うものでございます。

また、定年前再任用短期時間勤務（暫定再任用）職員の支給割合を 2.4 月とするため、所要の改正

を行うものでございます。

議案参考資料の14ページから15ページが改正案の新旧対照表となっております。

議案参考資料、戻りまして6ページ、参考のところでございます。

一般の職員の場合の期末・勤勉手当の支給月数の表。また、中段に参考定年前再任用短時間勤務（暫定任用）職員の場合の期末・勤勉手当の支給月数をご覧になってください。それぞれの年度における支給月数につきましては、同数となっております。

また、議案書10ページ、附則でございます。

附則第1条第1項におきましては、改正条例第1条は公布の日から施行いたしまして、改正条例第2条の規定は、令和7年4月1日から施行する旨規定をしております。第2項において、給与表の改定は令和6年4月1日に遡って適用する旨の規定としており、第3項において、期末勤勉手当の適用日を令和6年12月1日とする旨を規定しております。

附則第2条は、給与引上げ等の遡及適用に伴い、これまで改正前の条例により支給された給与は、改正後の条例による給与の内払とみなす旨を規定し、附則第3条により、この改正条例の施行に関し必要な事項は、規則で委任する旨を規定しております。

以上、雑駁でございますが、議案第3号の説明を終わります。慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第3号につきましては、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第3号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第3号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 議案参考書の7ページ、一番上のところで表があるんですけども、令和6年度は6月が1.225か月、12月が1.275か月で、勤勉手当が6月が1.025か月、12月1.075か月で、合わせてトータルすると4.6か月ということになっていて、令和7年度は、6月期それぞれ12月期同じに月数になったわけですね。この理由は何なんですか。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちら令和6、令和7と合計の支給月には変更はございませんが、6月期と12月期、こちら同じく均等にする、こちらにつきましては、やはり国の法律による準拠によるものでございまして、同じく均等に支払いをするものでございます。

○議長（生方勇二君） 12番。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） それは分かるんですが、だから、国が同じにした趣旨ですね。それは何なのか。長い間、夏と冬というのは少し下がって、民間でもそうでしたけれども、されてきたのか。同じにするという国の見解はどういうことなんでしょうかね。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの法律の関係、国に準拠するということでございます。国の関係につきまして、一度こちらで精査させていただきまして、後日報告させていただきたいと思いますが、よろしいでしょうか。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） はい、お願いします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第3号 榛東村職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第10 議案第4号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する
条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第10、議案第4号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する

る条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第4号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

議案書は11ページ、そして、議案参考資料は16ページから18ページとなります。

一般職の職員の給与に関する法律の改正に準じまして、会計年度任用職員の給与改定を行うものでございます。

はじめに、会計年度任用職員の給与表は、一般職の職員の給与に関する法律に定められた給料表を準用しておりますが、今回給与に対する法律が改正されたことに伴いまして、別表第1の給料表の改正を行うものでございます。

会計年度任用職員の期末勤勉手当につきましても、一般職員同様に支給割合が4.5月から4.6月へ変わりますが、こちらにつきましては榛東村職員の給与に関する条例を準用していることから、本条例の一部を改正する条例での改正はございません。

議案書13ページ、附則でございます。

附則第1条において、公布の日から施行し、令和6年4月1日に遡って適用するものでございます。

以上で、議案第4号の説明を終わります。慎重審議の上ご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第4号につきましては、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第4号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第4号の審査につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第4号 榛東村会計年度任用職員の給与及び費用弁償に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第11 議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について

○議長（生方勇二君） 日程第11、議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定につきましてご説明申し上げます。

議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、地方自治法第96条第1項第1号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は14ページでございます。

はじめに、今回の条例改正の趣旨、目的、それから背景についてご説明を申し上げます。

ふれあい館にかかる事業費の推移でございますけれども、決算額を見ますと、コロナ前の令和元年度では5,016万1,000円、令和5年度では972万5,000円増の5,988万7,000円となっております。さらに今後の見通しでございますが、建設以来30年が経過するため、安定した利用者の利用者へのサービスの維持のため、老朽化した機械器具等の修繕に係る経費の増大が予測されているところでございます。また、ふれあい館は、住民の福祉の増進を図るため建設された施設でありますことから、これまで長い期間、低価格で運営をされてまいりましたが、このままの村負担では財政負担は大変厳しいものになり、収支の改善が急務となっているところでございます。

そこで27年間改定を行わなかった利用料でございますけれども、ここに来まして、まさに現在の社会情勢の変化、諸物価高騰、エネルギー単価の高止まり、近隣施設の料金改定状況、財政負担の軽減及び適正な受益者負担、これらを総合的に考慮いたしまして、利用料の改定を考えなければならない、

まったなしの状況となっているものでございます。

議案参考資料でご説明申し上げます。

議案参考資料20ページをご覧ください。

新旧対照表でございます。表の右側が現行でございます。左側が改正案でございます。右の現行のうち、時間の区分を廃止いたしまして、左側、大人500円、子ども300円、障害者等300円に改めるものでございます。合わせまして、次のページの右側の現行の超過料金につきましては、この規定を廃止するものでございます。これまでの2時間以内、2時間を超え3時間以内、1日とありました区分を廃止し、利用を1回単位といたしまして、受付窓口における時間管理に係る事務の簡素化を図ることと、経費の節減につなげようとするものでございます。また、子ども料金につきましては、大人料金の上げ幅につきましては200円となりますため、上げ幅をその半分の100円とし、300円としようとするものでございます。障害者等につきましては、現行も大人子どもの区分がないことから、子ども同様300円とするものでございます。

また、現行では、2時間以内、2時間を超え3時間以内、1日と、時間による区分や超過利用料を規定をしておりましたが、これらの時間制限を廃止することによりまして、現行では大人1日800円であったものが、実質500円に値下げすることにもなるということでございます。

また、お客様にご不便をおかけしておりましたシャワーにつきましては、2月9日までの修繕を終えた際は、24か所全てのシャワー施設が利用可能になるということで、一層の利便性の向上が図れるものとなっております。

今回の改正は、現行のとおり村内村外一律料金を継続する考えでございますが、議員の皆様から村民サービスの充実や施策につきまして、様々なご意見をいただいているところでございますので、よりよい政策について検討を進めているところでございます。

議案書に戻っていただいて15ページでございます。

附則でございますが、この条例は令和7年4月1日から施行するものでございます。

説明は以上でございます。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第5号につきましては、議会運営委員会において、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第5号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第5号の審査につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 収益の改善ということで考えていいと思いますけれども、この値上げによってどのくらい改善するのか。あるいは今までのサービスの同程度のサービスを住民たちに提供するために、住民の方たちに提供するためにこの値上げをするのか。要は現状維持するための値上げなのか、あるいは、さらにサービスを向上させるための値上げなのか。この辺について回答を。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 値上げにつきましては、先ほどのご説明のとおり、様々な状況ということで、財政負担を賄っていかなければならない。今後の財政を円滑に進めていかなければならない、そういうことに重きを置いた改定となっております。

また、サービスの充実につきましては、指定管理者のほうと相談しながら進めていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

6 番三俣議員。

〔6 番 三俣 実君発言〕

○6 番（三俣 実君） しんとう温泉ふれあい館オープン以来30年間、村民の福祉向上のために安い料金で運営をしていただきまして大変ありがとうございます。他の温泉施設の利用料金を考えると、今回の値上げは致し方ないかなとは思いますが、段階的でなく、一度に60%以上の値上げをするのか、その理由を伺います。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 開館以来30年ということで、ほかの施設を見ますと、段階的に上げている施設がたくさんございます。榛東村におかれましても、原油価格の高騰とかいろんな様々な諸物価高騰が過去続いてきたわけなので、そういった検討をすべきだったのかなと思いますけれども、ここに来て、それができなかったことなので、300円から500円に上がってしまうというのは、村民に大変負担を求めることになるかと思うんですけれども、その分、村民サービス等の充実、何か施策を考えながら進めていきたいというふうに考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 三俣議員。

〔6 番 三俣 実君発言〕

○6 番（三俣 実君） 今、村民サービスという話があったんですけども、どのようなことを考え

ているのか。

また値上げに合わせてリニューアル的なことをどのように考えているのか。300円から500円に上がったときに、近隣で言えば道の駅のよしおか温泉が600円、500円になったときに、施設の面では吉岡のほうが立地的にもかなりいいと思うんですね。サウナがあったり、きちんとした食堂があったり、温泉もかなり広いし。そういった中に榛東の温泉は正直非常に古い。リニューアルをしてこなかった。県内でも安い単価なので、有名で、お客さんが見えてくださっていると思うんですけども、これを500円にしたときに、お客さんが少なくなるのは当然なんですけど、どの程度少なくなるか。その辺の検討はどのようになっているか伺います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時22分休憩

午前10時23分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 村民サービスということでございますけれども、議員各位から、いろいろな、様々なご意見をいただいておりますので、それを検討しているところでございます。

それと、庁内におきましても、全庁的にふれあい館をもっとよくするためのアンケートを今取っているところでございまして、いいアイデアを募っているところでございます。

それから、リニューアル等につきましては、まだ村民サービスところで検討をしていく中で、そういったことが出てきた際は検討していきたいと考えております。

それから、入り込み数が減少するかということでございましたけれども、県内の状況を見ますと、値上げした際は、1割から1.5割ぐらい利用者が減るということを聞いております。そういったことも試算をしながら進めていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） 南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 具体的にというお話だったんですけども、先日、全員協議会でも、議員の皆さまから、無料券や優待券のお話、いろいろご意見聞かせていただいておりますので、それを踏まえて、今庁内の中で、村民に対してどのようなサービスができるか今検討しているところであります。

以上です。

○議長（生方勇二君） 三俣議員。

〔6番 三俣 実君発言〕

○6番（三俣 実君） 無料券や優待券を考えていただいているということなんですけれども、村民

の方は、その辺で、お客さんの数はそれほど減らない可能性があるかなと思うんですけども、村外の方については、かなり減る可能性があると思うんですね。目的は長く維持していくために利用料を上げたいというのが目的ですから、200円上げる。それで一度減ったお客さんはなかなか戻ってきませんし、戻ってくるためにはかなりいろんなサービスが必要になってくると思うんですけども、その辺も含めて、ふれあい館の今後の在り方について、村長のお考えを聞かせていただければと思います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前10時26分休憩

午前10時27分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

南村長。

〔村長 南 千晴君発言〕

○村長（南 千晴君） 今後でありますけれども、やはり先ほど課長のほうも説明させていただいたんですけども、年間約6,000万円かけて、それも右肩上がりになっている状況を、果たして、それをずっとそれをかけられるだけの、村としての財政的な負担が負えられるかという部分、まず大きいものがありまして、もちろん、これまで住民の方に愛されて、長くふれあい館が来た訳でありますけれども、やはり見直すタイミングだと思っています。この値上げも、やはり値上げしてみてもどうかということも、実際やはりどのくらいの方がそれでも来てくださるかということも分からない状況もありますので、それも含めて、今回の見直しをした結果も踏まえて、やはり今後のことを決めていきたい、検討していきたいなと思っていますところであります。

さらに本当に老朽化も進んでいて、かなりまた今入れているポンプも年数経ってきておりますので、今の現状を維持していくだけでも、また修繕したりしていくだけでも、かなりの費用をつぎ込んで行かなければいけない状況ということもありますので、ふれあい館だけでなく、村全体の施設の統合だったり、集約化だったり、そういうのも今全体で考えているところなので、ふれあい館もその中の一つとして私も捉えていますので、今回見直しという形でありますけれども、その結果も受け止めた上で、今後判断をしていければと思っています。

ただ、今回シャワーを今年度、先ほどもありましたけれども、修繕するということで、これも、長くずっと壊れている状況でしたので、それをまた、まずは直せる所、そういったところも直しつつ、状況を見ながらやっていければと思いますので、また議員の皆様のご意見等も、引き続きいただければと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4 番。

〔４番 齊藤将史君発言〕

○４番（齊藤将史君） 話の内容を聞いてつらつら考えるに、コストに対するどのくらいカバーするか。この料金の値上げによって、どの程度のカバー率を確保できるか、コストに対して。その辺はちょっと細かいんだけど、そういったことも考慮しながら、先ほどお話に出ていた弾力的な料金設定の運用、今後こういう、今現在、料金が改定された後に、どの程度の利用率、入館者が増えるのか、減るのか。そういったことを見ながら、今後弾力的に考えていくということを、内容的には私はそのように受け取ったんだけど、その辺に関しては、今の分かる程度で、分かる範囲で結構なので、この料金、大体200円前後ぐらいの値上げになっているように見えるんで、その値上げによって、維持管理コスト、どの程度の値上げに対してカバーができているのか。それが分かれば、回答を。

○議長（生方勇二君） 小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 先ほど三侯議員さんのほうからもあったんですけれども、このふれあい館につきましては、住民の福祉施設というところでございます。住民の方々に安く愛されてほしいということで、料金でご利用いただきたいということを考えながら進めているところで、一方で村外の方も使っていただきたいというところの、どこに重点を置くかということも含めて、考えていかなければならないと思っております。

令和５年度の実績で、有料で使っている方が約４万４,８００人ぐらいいらっしゃるんですが、その方の合計で、入館の料金が１,３１５万円ほどでございます。これを料金改定に置き換えて、同じ人数が使っていたということになりますと、約８４０万円の増という形でシミュレーションさせていただいておりますが、その場合、回数券とかというのは一切抜きで、まずは現金で入っていただく方で計算するんですが、１０％減りますと、６２４万円ぐらいまで、その増額金額を改訂した額の増収は減っていくと。１５％になるともっと減っていくという形で、５２０万円ぐらいになってしまうのかなということとで、計算はしています。

そのことと、また、村民の方々にどんな優待券を出していくかみたいのところ、そうしたところも計算しながら、できるだけ今回の料金のところをシミュレーションをして、どんな問題点があるのか、あるいは、議員全員協議会の中で指摘されたように、その優待券が有効に活用されていないという意見もいただいておりますので、そうしたところをシミュレーションして計算していきたいなと思っています。２０％で、今回２００円値上げさせていただきますと、先ほど申し上げたとおり、８４０万円ぐらいなので、令和５年度からの差額分ぐらいのところの単純に言えば補填ができるような形で、現状の福祉施設としての住民サービスの維持のところでは、単純に言いますと、使えるという形で、５００円の一つの根拠とはさせていただいたところでございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 弾力的な運用に関しては、どのくらいの期間をめどに見直しということを考えているのか。これも分かる範囲内で結構なので、答えられる範囲内で結構なので、回答を。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時35分休憩

午前10時35分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） ふれあい館の指定管理については、3年をめどにして管理をお願いしているわけなので、今回についての検討についても、今回2、3年をめどに、ふれあい館の在り方、老朽化しているふれあい館も含めて、在り方を目標に、2、3年を目標に、結論のほうを出していきたいと、現状考えているところでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 先ほどからいろんな答弁聞かせていただいているんですが、究極のところ、福祉的な面で、健康増進のために、シニアの関係も入っていただいて、この村のふれあい館、温泉がなくなった場合のことを考えたときにどうかという疑問も思ったんですね。だから、やはりこの際、いろんな緊縮財政じゃないですけども、いろんな出るところも見直して、上げなければならないところは幾らかは上げていかなきゃならないという財政的な面と私は考えました。

これはまず、今指定管理と言って、吉岡なんかは第三セクターでやっているから、利益追求型で、広範囲にやれるんですけども、村の職員が行ってやっている中で、社会福祉協議会がなんとかやってもらっている状態で、多分相当の額のお金を払っていると思うんですね。

だから、そういう中でもって、この収入源だけでやっていける必要はないし、老朽化もあるし、将来的に見た場合に、ふれあい館がなくなっちゃったら、またそれも困ると思いますんで、その辺はいろいろと考慮して、このふれあい館がもつような考え方で、みんなでやっていくほうが私はいいんじゃないかと思いますけれども、指定管理の関係がどうなっているか、ちょっとお尋ねしたいんですが、どんなものでしょうか。これが例えば今幾ら払っているか分かんないですけども、これがまた指定管理でやって、誰も来なかったときに、今度また社会福祉協議会がやるか分からないんですけども、その辺の関係はどのようになっているでしょうかね。すみません。

○議長（生方勇二君） 今出ている関係についての質疑ですので、何が聞きたいのか。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） だから、指定管理になっている関係のやつで、多分これ今3年と言ったんですけれども、今何年目なのか分かんないんですけれども、その後関係のやつも、やっぱり社会福祉協議会の中でも了解もらっているかと思いましたので、それについて。

○議長（生方勇二君） 浅見議員、今指定管理のあれじゃなくて、料金の改定についての議案なんで、それは、また後ほどお願いしたいと思います。

小坂橋議員。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） 目的が福祉の増進ということで、27年間料金をそのまま据え置いて、いろいろと苦勞していただいたということに関して感謝申し上げます。財政負担を考えますと、私も利用していますけれども、料金が安いということで来るということもありますけれども、しんとう温泉の温泉がいいということで、アイラブ温泉みたいな形で来ている人がほとんどです。しかしながら、料金が安いことで反面、村外の方、渋川、吉岡、その他高崎とか前橋とかから来られている方もおります。その人の負担を榛東がしているということをよく考えていただいて、財政負担、料金のアップについては致し方ないんじゃないかと私は思います。基本は村民のための福祉ということなので、今後の住民サービスを期待していきまして、私は適正と判断をいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） 質問ではないですか。質問は。

〔8番 小坂橋 尚君発言〕

○8番（小坂橋 尚君） 質問は、いずれにしても住民のための福祉なんで、そのままの状態継続をしていただければいいのかということです。

以上です。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 議員各位から様々な意見をいただいておりますので、そういったことを参考に進めてまいりたいと考えております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 今回、見直しというところでございまして、会議室、和室、和室1、2でございしますが、現行と、そしてこの改正案というところで、変更がなくいうところなんです、その根拠というものの、理由ですね。据え置いたという理由をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時41分休憩

午前10時42分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 会議室や和室につきましては、今までの条例も取っていないということになっておりますので、新たな条例についてもそれを踏襲して、徴収をしないということになっております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そうすると、これを変えるというところは条例の改正をしなくてはいけないということですね。それも踏まえて、今後の検討課題にするという考えはありますか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時44分休憩

午前10時45分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） ふれあい館の会議室とか和室について、利用料金を設定して、ここから収入を得たらという意見がございましたが、私どものほうも今回条例改正で現場の声とか、あるいは利用状況も踏まえながら、現状入館料取っている方は自由に使っていて、そこで休んでいただくような形で利用していただいているわけなので、今回につきましても、そういう形で現状は変えないで、会議室、和室については利用料金を設定しないで進めさせていただきたい。自由に使うような形の現状のまま進めたいということで、今回条例改正のほうを出させていただいているところです。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時46分休憩

午前10時50分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 先ほどのちょっと答弁で、議員さんの趣旨で、この会議室とか、和室等を貸切りする場合ということだと思うんですけれども、この貸切りの場合につきましても、利用状況だとか確認しておりますが、従来どおり入館料を金額上がりますけれども、従来どおりの入館料を頂いて、専有なら専有で使っていただくような形で、今回は提案をさせていただいているところでございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員、今入館料の関係で、その他の貸切りのまた関係については、ほかの機会のときに質問していただければというふうに思いますので、よろしくお願いします。

ほかに。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 時間の区分をなくした、その目的なり理由というものをお願いします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 運営は現在、社会福祉協議会ですので、はっきりしたことは申し上げられませんが、長くいてもらうことによりまして、うどん、そばとか飲食物が販売が増加したり、カラオケを利用してもらったり、そういうことが見込まれるということでございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前10時51分休憩

午前10時52分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 撤廃した理由でございますけれども、いろんな県内の状況を見たときに、設定しているところが少なかったという事が一つ。それから、実績を見ますと、長時間を利用しているお客さんが少なかったというところを考慮したということでございます。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今回、区分を撤廃した理由なんですが、区分を作った当時は温泉ブーム等がありまして、結構な方々が温泉を利用していただくということで、各町村も、うちの榛東村もそうなんですが、ローテーションといいますか、回転をよくするために2時間、3時間という設定をしていたことがあります。今の状況でいきますと、先ほど課長のほうがお答えしたんですけれども、調べ

た20町村のうち、区分を設けているのが僅か2町村であるということでもありますので、せっかく来ていただいたので、1回で営業期間中はずっと、1日券的なところでゆったりと使っていただくような形にさせていただきながら、なおかつ2時間区分の延長だとかそういうので、事務的にも窓口で、追加料金だとかいろいろあったので、それも廃止して、経常人件費も、少し節約、効率化をさせていただくような形で、1日1回ということで、500円に統一させていただいた経過がございます。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） いろいろご答弁を聞かせていただきましたけれども、全員協議会では、やはり多くの議員の方から、やはり住民の健康増進と福祉向上という設定で、長年やってきていただいたわけで、すごく安く提供いただいてありがたいんですけども、300円と。近隣等調べてみましたところ、吉岡町と渋川ぐらいなんですけれども、今の値上げもあって、吉岡町では一律で600円ということで、詳しく見ると、回数券の販売はしておりまして、11枚綴りで購入などすると割安になる、1セット。特に町外、町民とかの設定もなく販売されておりました。3セット買うともうかなり安くということで、買って分けてしまうとどうかな等がありますけれども、そういった形で、例えば値上げをすると一番痛手を受けるのは、日常的に来ていらっしゃる方です。2日に一遍来るとなると、200円上がれば月に3,000円負担が増えるということになってくると思います。

また、吉岡さんのほうも渋川も、民間が協力していただいているということもあって、一律に考えられないかもしれませんが、飲食の充実等やスポーツ施設とか、ほかのものも充実した上で、スカイテルメ渋川、あとユートピア赤城というところも両方やっていらっしゃるんですけども、スカイテルメ平日700円、特定日や休日は値段高いんですけども、榛東村のこの500円になると、200円差ということで、リニューアルもして充実しているところでございます。

やはり全員協議会では、村の負担は減らす、住民のための福祉でございますので、例えば村外からの方が例えば半分とした場合は、6,000万円、村の負担があれば、3,000万円分は村民の方へのご提供ではないということになってしまう。とても重大な問題だということが話し合われていたわけでございます。

そこで、全員協議会でも、例えば吉岡みたいな回数券、特に村民の方への住民福祉のためにやってはどうかというご意見がありました。その回数券等の割引、あと、今現行でやっているのは優待券や無料券なんですけれども、年間1,000万、予算としては、令和5年で1,200万円以上取っていまして、結局使う方と使わない方が、やはり使う方はいつも同じとか、いろいろありまして、不用額が800万円だったりということになっているところなんです。

そうすると、800万円あれば、いろいろ温泉の施設の充実に使えたかもしれない金額と考えると、

かなり印刷費もありますし、ほかの利用方法がというところが話し合われました。そして。

○議長（生方勇二君） 須田議員。ちょっと質問のほうを簡便にお願いします。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 申し訳ございません。それで、質問なんですけれども、今回の改正案を見ますと、その当時はちょっとこのデータが出ていなかったのも、そういった意見でしたけれども、500円で子どもが300円、シンプルに値段設定と、あと障害者の方の設定があるのみです。そうすると、回数券とか割引とか優待というのは、条例には入っていないようでございますけれども、そちらは、例えば村長の決裁とか、そういった補足ではないですけれども、ここに入らない理由というものをお願いしたいんですけれども、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 料金のサービス減免運用につきましては、条例のほうによりまして、指定管理者のほうと協議をしながら進めることができるという条項を使って、運用をしているところでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

暫時休憩いたします。

午前10時59分休憩

午前11時1分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 先ほどは失礼いたしました。

確認いたしまして、第12条も確認させていただきまして、ありがとうございます。減免のほうが指定管理者と相談、特別の理由があると認めるときは、使用料の全部、また一部を免除することができるということで。納得いたしました。

そこで、ぐーちょきパスポート、今まで以前減免されていたと思いますけれども、そちらは継続されるのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時2分休憩

午前11時3分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

ほかにございますか。

8 番小板橋議員。

〔8 番 小板橋 尚君発言〕

○8 番（小板橋 尚君） 料金についてはいいんですが、今後、65歳以上の村民とかいろいろな方が使える、安く使えるために、今後、全員協議会等でまた協議していただけるのかお聞きします。

○議長（生方勇二君） 小板橋議員、ちょっとそれ議題と離れちゃうから。

〔8 番 小板橋 尚君発言〕

○8 番（小板橋 尚君） 分かりました。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

6 番三俣議員。

〔6 番 三俣 実君発言〕

○6 番（三俣 実君） 議案第5号について、反対の立場で討論を行います。

議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定については、利用料大人300円から500円に段階的でなく、一度に値上げするのは利用者のかなりの負担となりますので、よって私は本案について反対し、反対の討論といたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論はございませんか。

10番善養寺議員。

〔10 番 善養寺 孝君発言〕

○10 番（善養寺 孝君） 賛成の立場から討論いたします。

時間の区切りとかを全部取って、一日居られるように料金改定をしていただいて、また利用者が長くいれば、それだけの収益が見込めると思いますので、長くいられるようにした改定には賛成します。

○議長（生方勇二君） 次に、反対の討論ございますか。

7 番波多野議員。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） そもそも福祉と健康増進を目的とした施設です。これがもう生活の一部、いいこの場として使われている方たちにとって具体的なサービスのこの料金設定は、サービスもなく、妥当とは思えません。段階的に行い、そのデータを元に進めていくほうがよいと思い、反対いたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論ございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 反対の討論ございますか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） いろいろ答弁の内容を聞いてきましたけれども、料金設定は、コストがかかっているから、あるいは財政の健全性を改善するために改定するというのは分かるんですが、いまいちその根拠に欠ける。先ほど何人かの議員も言っていましたけれども、段階的に料金を上げていったらいいんじゃないかとか、あるいは金額のこの200円、大人が200円、子どもとか障害者は100円というふうな値上げになっていますけれども、この辺の金額幅、上昇幅、それに関する内容、いまいち内容、その妥当な理由が見えてこないんで、妥当性。それに、総合的に判断すると、料金を一概に上げるということに私は反対をいたします。

○議長（生方勇二君） 次に、賛成の討論ございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど多くの質疑があり、全員協議会で議員の多くが意見を述べさせていただいたことも経緯がございました。

今回の値上げにつきましては、大人500円、子ども300円、これが一律のままでいってしまうようだと非常に高く、吉岡が600円と考えると、ただの金額だけで考えると、交通費も含めると、そこから来る集客が見込めなくなる等があるのではないということも考えました。

ただ、先ほどご説明いただいたように、例規集の第12条で、減免等も、指定管理者が決まった後に、検討ができるということで、そういった村の集客が減った等を踏まえながら下げただけだと信じまして、村民の福祉向上、こちらを1番に考えて、村民の負担が増えないようにしていただけるということで、検討いただけるということで聞いておりますので、今回は賛成の立場で討論させていただきます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第5号 榛東村ふれあい館の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成 7 人。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで休憩いたします。

再開を11時20分いたします。

午前 11 時 11 分休憩

午前 11 時 21 分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて、会議を再開いたします。

◇

**◎日程第 12 議案第 6 号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を
改正する条例の制定について**

○議長（生方勇二君） 日程第12、議案第 6 号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 議案第 6 号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定について説明を申し上げます。

議案書の16ページをお願いします。

榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例を制定することについて、地方自治法第96条第 1 項第 1 号の規定により議会の議決を求めるものでございます。

議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の22ページをご覧ください。

趣旨・目的でございますが、榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例第 8 条に規定する使用料について、所要の改正を行うものでございます。

また、附則関係でございますが、令和 7 年 4 月 1 日から施行するものでございます。

議案参考資料23ページは新旧対照表を添付しております。

今回の改正は別表でございまして、右が現行、左側が改正案でございますが、200円を300円に、100円を150円に、400円を600円に改めるものでございます。

説明は以上です。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 6 号につきましては、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されま

した。

お諮りいたします。

議案第6号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第6号の審査につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 大人200円から300円、村外者に対しては、大人400円、600円、それぞれ、小・中学生も変わっておりますけれども、この値上げ、100円当たりですけれども、その値上げをした分のサービスは考えたというところを伺いたい。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今回の料金改定の目的は、村の代表的な観光資源である創造の森キャンプ場の現状を維持していくためでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そうしますと、現状維持しているというところでございますけれども、ほかの考えとしまして、サービスを整えて、もう少し料金を上げるというような考えはなかったのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興産業。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今回使用料を上げたことによるお客様の利用状況、また反応を見てですね、現状維持していきながら老朽化してきている施設設備の改修、または景観整備を進めていきたいと考えております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 前回の前の議題にも通ずることなんですが、値上げということがまずあって、提案をされている。ここで値上げをすれば、利用者が下がるというふうに、答弁の内容にもありましたけれども、逆に料金を下げることによって稼働率を上げる。要は来館者というか入場者、利用者、そういう人たちを増やしていく。その増えたことによって、値下げ幅と、あるいは費用対効果、コスト高に対する対応。やり方としては2つあるというふうに私は考えています。

どちらを選択するかというのは、やはり執行の考え次第になっていくんですが。こういった場合の議論、今回の議論に関して、値下げという考えというのは全く頭になかったのか、確認。一応回答を。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今回、値下げという考えはございません。なぜかといえば、そもそも歳入歳出を差し引いたときに、維持管理をするためには、600万から700万円の補填赤字というか財源を使っているからでございます。

また、もし、この村の支出額を全額利用料で賄うためには、前浅見議員が一般質問をしてくれたんですけれども、料金を5倍以上に上げなければ、今の赤字は解消されないんですね。よって、今回は段階的とかいうか、200円とか100円の値上げをすることによって様子を見たいということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5番須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 一時期のキャンプブームなどは、少しは落ち着いているところではありますけれども、今ご答弁いただいたように700、800万円を赤字補填されているということで、その赤字がなくなるために5倍以上でないと解消されない。こういったところで、段階的な料金ということですが、その料金の、この第8条だけ改定されていらっしゃるんですが、ほかのところも含めて、先ほどのもそうですけれども、全体的にお考えにはなったのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 先ほども料金については、お客様の利用状況とか反応見ていてお答えしたんですけれども、今後周辺のキャンプ場との同行をきちんと調査研究した上で、お客様が創造の森のキャンプ場に期待している方向に、村が着実にしっかりと進めていけるように努力してまいりますので、また、議員さん全協でもいろいろな発言をさせていただきましたが、そちらの方も参考に今回は8条のみの条例改正をお願いいたします。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

須田議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 周辺のキャンプ場とかも調査、今後進めていただくということですが、キャンプカーでのキャンプ、ペットと移動するキャンプ、そういったものが今かなり多くなってきております。村にはプラン等はございませんけれども、ペットを連れてきてというときに、このペット料金の設定は考えなかったんでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今回の料金改定には、ペットを連れてきた場合の料金設定は検討しておりません。以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4番齊藤議員。

〔4番 齊藤将史君発言〕

○4番（齊藤将史君） 料金改定の見直しの期間、先ほど取りあえずふれあい館の利用に関しては、大体めどとして2、3年というふうな回答を得ましたけれども、もうちょっとこれ料金の改定の期間を短くできないのか。例えば1年様子を見て、1年ぐらいで改定をするということも頭に入れて、取りあえず今後運営していくようにしてもらいたいと思っているんですけども、その期間の改定、期間見直しの期間に関して、再度というか、今回も質問しますけれども、どのぐらいの期間で、もし長い2、3年ぐらいだったら1年ぐらいに変更できないのか、回答を。

○議長（生方勇二君） 産経振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 料金改定につきましては、もちろん村が決めることですが、お客様ニーズ、そのようなことをきちんと把握しなければ、料金改定をして人が減る。今齊藤議員も言いましたが、減ってしまったら意味がない。この代表的な観光資源である創造の森キャンプ場をいかに継続していくか、またグレードアップさせていくかというところを今後じっくりと検討したいと思っておりますので、今この場で1年、2年料金改定をしていきますということは回答できません。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 今グレードアップをじっくりということで伺いました。今回8条の料金改定のみでありますけれども、村の700、800万円の補填を減らすには、そのほかの販売等の充実、そういったものも両方で考えていくものと思いますけれども、先にこう値上げをしています、そのじっくりというものの期間、どの程度なのでしょう。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 料金改定については、一番最初にお答えしましたが、現状を維持していくための今回は料金改定でございます。よって、じっくりというのは、今後お客様がどのような方向に創造の森に期待しているのか。そちらのほうを調査した上で進めていくということでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

7番波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 現状を維持するという形なんですけれども、創造の森は夜景がきれい、景色がいい、見晴らしがいい、そういったものも売りたいと思います。現状というのは、最初できたときには、木もこのくらい。でも、今成長しております。現状というのは、今のサービスの現状。でも、やはり景観とかそういったものは、毎年毎年悪くなるわけですので、そういったことをまず解消してから、この料金の値上げというものは考えていなかったのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） ありがとうございます。先ほど現状、景観。私も創造の森については、オープン当初の創造の森を知っております。そのように近づけるよう、景観整備、また設備の改修等に努めるためにも料金改定が必要でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第6号 榛東村創造の森の設置及び管理に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 賛成9。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第13 議案第7号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定について

○議長（生方勇二君） 日程第13、議案第7号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） それでは榛東村学童保育所の指定管理者の指定について説明申し上げたいと思います。

議案書につきましては18ページ。また、議案参考資料は24ページから27ページとなっております。

こちら概要について説明させていただきたいと思います。

はじめに、議案参考資料をご覧ください。

選定までの経緯については、記載のとおりでございます。

また、今回募集いたしました選定対象施設といたしましては、北部第三学童保育所と南部第四学童保育所となります。名称等につきましては、議案参考資料記載のとおりでございます。

また、申請の状況及び選定結果ですが、はじめに北部第三学童保育所となっております。こちらにつきまして、申請団体数は3団体ございました。そのような中、指定管理者候補者を記載のとおり選定させていただいております。所在地、前橋市高井町1丁目14番19号。名称、株式会社アイルビー。代表取締役鶴見絢子氏でございます。

候補者の主な業務といたしますと、安全安心信頼を団体の経営理念といたしまして、イベント会場内及び催物施設内での託児請負サービス、そして、保育施設の企画運営請負サービスなど、保育に特化した事業を展開した事業を行っております。

候補者の実績でございますが、1つ目はゆめのもりほいくえん、認可外保育施設。また2つ目といたしまして、群馬県立前橋清陵高等学校、認可外保育施設ということでございます。

次に、選定委員会における選定についてご説明申し上げます。選定方法は、榛東村指定管理者選定委員会において、各申請者に対する書類審査及びヒアリングを実施いたしました。榛東村の公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例で定める選定基準に照らし合わせ、得点評価及び総合的な評価を合わせて行いまして、候補者の選定を行った結果、今回の候補者として設定させていただ

いております。

選定理由でございますが、株式会社アイルビーは得点評価におきまして、17の評価項目のうち12項目において他団体よりも高い評価を重ねました。その評価点は他2団体を上回るものでございまして、今回の評価点につきましては、選定委員会が過去に行った学童保育所の指定管理者の選定における評価点を参考にいたしまして。子どもたちが現在と同等のサービスを受けられるように設定した基準評価点を上回るものでございました。特に事業への具体的な取り組み方、受託への意欲・熱意の評価項目で高い評価を受けたほか、過去6年間、一般企業からの託児請負サービスの業務委託を受けてきた実績があること、開業以来培ってきた保育ノウハウを有し、代表者の実家が学童保育所を長年運営している強みがある、こういったことによりまして、安全・安心につながる支援ができるという評価を受けております。また、年間の事業計画など、小学校と情報共有をしながら、子どもの成長につながる取組を行うことができると見込まれます。

これらの内容を踏まえ、総合的な評価を行った結果、当該団体を榛東村学童保育所指定管理者候補者といたしまして選定しました。

続きまして、南部第四学童保育所です。こちらにつきましては、公募させていただいた中、申請団体数は2団体でございました。指定管理者候補者といたしまして、所在地榛東村大字山子田2531番地19。名称社会福祉法人榛栄会、理事長飯塚久世氏でございます。

候補者の主な業務内容でございます。榛東村の保育行政と一体となり、村の児童に対し、授業の終了後に適切な遊び及び生活の場を与えているほか、子どもたちの健全な育成を図るための社会福祉に関する活動の活性化により、地域福祉の推進を図る事業を行っております。

候補者の実績におきましては、皆様ご承知のとおり、榛東村中央こども園、幼保連携型認定こども園。2つ目、榛東村南部こども園、幼保連携型認定こども園。3つ目、うぐいす学童クラブ、放課後児童クラブでございます。

選定委員会における選定でございます。

まずは選定方法でございます。先ほどご説明させていただいたように、選定委員会におきまして、各申請者2団体に対しまして書類審査及びヒアリングを実施いたしました。先ほどの条例で定める選定基準に照らし合わせ、評価点及び総合的な評価を合わせて行い、候補者の選定を行った結果、社会福祉法人榛栄会を指定管理者の候補者として選定しました。

選定理由でございますが、社会福祉法人榛栄会は、得点評価において、17の評価項目のうち全ての項目で他1団体よりも評価が上回りました。今回の得点につきましては、先ほど説明申し上げたように、選定委員会が過去に行った学童保育所の指定管理者の選定における評価点を参考といたしまして、子どもたちが現在と同等のサービスを受けられるように設定した基準評価点を上回るものでございました。特に施設の運営体制や組織、団体の実績の評価項目で高い評価を受けたほか、過去の実績を見ると、運営上問題ございません。また、社会福祉法人という団体の特性を生かし、各団体や村との連

携が取れているため、子どもたちの安全・安心につながる支援ができているという評価を受けております。また、社会福祉法人として福祉的な視点に立った当該施設の管理及び運営を行うことが見込まれます。

これらの内容を踏まえまして、総合的な評価を行った結果、当該団体を榛東村学童保育所指定管理者候補者として選定をさせていただいてございます。

なお、関係法令、予算措置等につきましては、記載のとおりでございます。

以上、説明とさせていただきます。慎重審議の上をご可決くださいますよう、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第7号につきましては、議会運営委員会においては、委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第7号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第7号の審査につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 議案参考資料24ページで、指定期間2年間とありますが、2年間という設定の理由をお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 飯塚住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） こちらにつきましては、現在の学童保育施設の委託期間が令和4年から8年度の5年間となっておりますので、一度8年度で終了をさせて、そこで一括揃えたいということで設定をさせていただきました。

○議長（生方勇二君） 5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 続きまして、議案参考資料26ページに移りまして、こちらの南部第四学童保育所の選定されたところの（4）候補者の実績ということで、こちらの今年度、南部第四学童保育所放課後児童クラブを1年間行っていると思うんですけども、そこが実績に入っていない理由が、合わせまして、この予算措置として、新設で3,708万4,000円ということですので、新設がこの南部第四

学童保育所も、新たにという考え方で含まれているのか伺います。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時48分休憩

午前11時48分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 候補者の実績の中に、現在の第四が入っていないということでございますけれども、現在は委託で行っているということですので、ここには記載をさせていただいておりません。

それから、27ページの金額、限度額3,708万4,000円についてですけれども、国の基準によりまして、1か所当たりおよそ927万円。それが今回は2か所ですので掛ける2、その2年分ということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） まず、この北部第三学童保育所、南部第四学童保育所の場所、どこにありますか。場所はどこにありますか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 北部第三につきましては北小学校内、南部第四につきましては南小学校内ということでございます。

○議長（生方勇二君） 12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 榛栄会のほうは、私もある程度もう承知はしているんですけれども、このアイルビーさんのほう、先ほども出てきましたが、実家が学童保育所をしていると。鶴見詢子さんの実家は学童保育所をしていると。

そこで、聞きたいんですが、この鶴見さん、もしくはこれから管理団体の社員になる方の中には、当然学童保育所の経験者もいるとは思いますが、それは間違いないですか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 社員は24名ほどいらっしゃるということを確認しておりまして、こちらのほう決まった際には、保育資格を所有している職員、そういったものに支援をしていただけるというお話は何っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私が伺ったのは、やっぱり保育士という資格を持っていますが、私も保育園に勤務8年していましたが、保育士とまた小学校の学童というのは、若干やっぱりいろいろ、やっぱり成長過程で違ったりもするので、必ず経験がなければできないというつもりはないんですけども、ただやっぱりそういう経験のあったメンバーがいたほうがいいかなということで、今聞いたんですね。それをもう一回ちょっと。

またもう一つ、続けて聞きたいのは、なぜ2つの指定管理者と一緒に1議案に出したのか。と申し上げますのは、例えばこの2つの指定管理者の中で、どちらかが問題があるということで、私は賛成できないとなれば、もう一方も反対ということになっちゃうんですね。だから、やっぱりこういうのは1議案ずつ出すべきだというふうに思うんですねということです。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 2つに分けたということにつきましては……。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午前11時53分休憩

午前11時54分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

2つ目の質問を、住民生活課長から答弁をさせます。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 2つ目のご質問の資格者がいるのかというところでございますけれども、社長自ら保育士の資格を持っておりまして、現場にも携わっていたという経験があるということでございます。

〔「学童保育所の現場にか」の声あり〕

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 学童保育所ではございません。保育所でございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時54分休憩

午前11時55分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 社員の中で学童を経験したことがある社員がいるかどうかということとは確認はしておりません。ただし、この社長の実家が学童をしているということで、ノウハウはあるということなので、大丈夫なのかなというところでございます。親族の手助けも期待できるということでございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午前11時56分休憩

午前11時59分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

小池副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 質問の1点目のところでございますが、アイルビーさんにつきましては、学童の経験を持った職員がいないということが、やっぱり選考委員会のほうでもちょっと疑問というか疑義が出まして、もし受けたらどうしますかという話で質問させていただいたところ、実家のほうが学童保育のほうを運営していると。そのところの経験者を慣れるまでは投入するというので、経験のあった職員を投入するからという答弁を受けております。

○議長（生方勇二君） それでは3問目の質問。総務課長、お願いします。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど早坂議員さん方ほうからお話がありました、1つの議案書に対して、今回北部第三学童保育所と南部第四保育所の指定管理者の指定候補者のほうを2つ同時に上げるのはいかがだろうかということに對しましての質問になります。

前回のほうでも、一遍に指定管理をする施設を1条例で上程させていただいた経緯はございました。そういった中で、今回こちらのほう、たまたま応募者が3団体と2団体という中で、一括の公募の中、そういった団体がありまして、候補者が今回別々となってしまった事案でございました。

ただし、そういった形で、どちらかがよくて悪くてという話になった場合には、やはりこちらのほうでもまた修正動議と言いますか、修正の議案等、否決された場合にはこちらのほうも検討させてい

ただきたいと考えております。

失礼しました。訂正させていただきます。修正のそういった議案というのは……。すみません、休憩をお願いします。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後0時1分休憩

午後0時1分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど、すみません、私の失言でございましたので、訂正させていただきます。

否決された場合にはというのは、こちらで訂正をさせていただきたいと思います。

そういった理由で、今回団体のほうを一括で上程させていただきました。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） 早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） 私が言ったのは、先ほど質問したのは、こうやって2団体を一緒に1議案として出しちゃうと、どちらは、例えば極端に言う、どちらかがすごくいいんで、ぜひやってもらいたい。でも、もう一方はこれ駄目だからとなれば、議員の立場とすれば、反対せざるを得なくなっちゃうわけね。だから、こういう議案の出し方をしないで、1団体ごと議案を出すべきではないですかということ。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後0時3分休憩

午後0時3分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 今ご指摘のとおり、早坂議員のおっしゃるとおりだと考えます。もし、1つのほうがちょっと議員として同意できないということであると、両方否決されちゃうということになりますので、そのとおりだと思いますので、次回からは、そういう形で個別で出させていただきますが、今回は問題ないということでこれで出させていただいたので、よりその辺のところを配慮した議案提出のほうを考えさせていただきたいと思いますので、よろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 議案参考資料の24ページから25ページ、24ページの下から25ページの最初の部分、ここに候補者の実績というふうな記載が載っていて、25ページのゆめのもりほいくえん、認可外保育施設、群馬県立前橋清陵高等学校、認可外保育施設というふうに記載がされていますけれども、これ見ると、認可外2件で、1件は群馬県立前橋清陵高等学校、これはもしかしたら、代表者の略歴というか履歴と、あと、この経営主体である会社、アイルビーの経営している実績、この2つが同列に載っているというそういうことでもいいのかな。その辺ちょっと確認したいんですけども。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後0時6分休憩

午後0時6分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの齊藤議員の質問でございますが、株式会社アイルビーが、こちらのゆめのもりほいくえんと群馬県立前橋清陵高等学校、両方の会社として経営をやってございます。認可外保育施設のほうを両方やっているということでございます。

○議長（生方勇二君） 齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） 先ほど質問ちょっと抜けてしまったんですが、ゆめのもりほいくえんというのは、認可保育園なのかどうなのか、ちょっと確認。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） こちらのほうに実際記載のとおりでございます。認可外保育施設となっております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 先ほど早坂議員のご質問と副村長のご答弁から、参考資料の25ページで、開業以来培ってきた保育ノウハウを有し、代表者の実家が学童保育を長年運営していると。そういった指定管理者の選定委員会では、学童の経験者がいないご意見が出て、慣れるまで、そういった経験者を

投入いただけるということでございましたけれども、この指定管理者の選定の評価点が、子どもたちが現在と同等のサービスを受けられるように設定した基準評価点でございます。

今現存する前施設を文教のほうで視察させていただいた際には、まずは宿題をする子どもたちを見回って、お手伝いというか、見るというような流れで学童保育所では行っているようでした。

そういったところで、早坂議員が、0歳から未就学児の保育を行っていた方々がそこに配属されたときに、現在と同等のサービスを受けられるかというところが気になったんだと思うんですけども、基準評価点の調査項目の得点評価17の評価項目の中に、そういったものが入っていたのか、その実家ということですけども、そういった保育園関係だった人が、小学校のというと、どの程度慣れるまで投入されるのかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほど須田議員のお話の中で、決めた基準についてというところのお話がありました。

今回学童保育所の指定管理者の募集に伴いまして、選定審査での合計得点等のやはり最低基準というものは設けるものがあるかとございます。以前実施させていただきました指定管理者の選定委員会において、こちら村社会福祉協議会とございますが、得点……。すみません、休憩をお願いします。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後0時10分休憩

午後0時10分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 先ほどの評価については、審査項目におきまして、それぞれの審査項目がございます。例えば事業の計画内容、また、議員さんのおっしゃった団体等の実績、指定管理者の指定を受けようとする団体が事業計画に沿った管理を安定して行う能力を有することというような形で、各項目において評価をさせていただいております。

以上でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 支援員を慣れるまで投入というお話だったんですけども、運営の状況に応じて、まずは運営していただいて、その運営状況を見ながら、必要な支援を行いながら調整

をしていきたいと考えております。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第7号 榛東村学童保育所の指定管理者の指定についてを、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

ここで昼食休憩といたします。再開を午後1時30分といたします。

午後0時21分休憩

午後1時29分再開

○議長（生方勇二君） 休憩を閉じて会議を再開いたします。

◇

◎日程第14 議案第8号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について

○議長（生方勇二君） 日程第14、議案第8号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第7号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

富澤企画財政課長。

〔企画財政課長 富澤光彦君発言〕

○企画財政課長（富澤光彦君） 議案第8号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について提案説明をいたします。

議案書は19ページでございます。

今回の補正予算につきましては、令和6年度国の補正予算に対応するもの、令和7年度の事業を前倒し令和6年度に早期着手するもの、先ほどの指定管理者に関するもの、住民サービスの向上を早

期に目指す観点から所要の改正を行ったものであります。

議案書、令和6年度榛東村一般会計補正予算（第7号）は、次に定めるところでございます。

第1条第1項では、歳入歳出予算の総額に歳入歳出それぞれ1億921万1,000円を追加し、総額をそれぞれ101億4,790万4,000円としようとするものです。

第2項では、補正の款項の区分、金額、補正後の金額は、第1表歳入歳出予算補正によるものとしております。

続いて、第2条では、第2表繰越明許費補正を、第3条では、第3表債務負担行為補正を、第4条では、第4表地方債補正をそれぞれ行おうとするものです。

提出日は記載のとおりでございます。

それでは、以降は参考資料28ページによりまして主要な補正事項を説明してまいります。

歳入から申し上げます。なお、金額は説明ベースでございます。

16款2項物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金1億3,002万6,000円、国の令和6年度補正に伴います国庫補助金の増でございます。内訳を申し上げますと、給付金・定額減税一体支援枠分5,472万6,000円、推奨事業メニュー分4,122万5,000円、低所得世帯支援分3,407万5,000円となっております。個々の説明は歳出のほうで申し上げます。

続いて、16款2項道路メンテナンス事業補助金1,488万4,000円の減、これは当初は令和7年度で予定していた事業であります。令和6年度分の国庫補助金の確定見込みに伴います減額と令和6年度国の補正予算に対応する分の国庫補助予定額の差引きの結果、減額となるものです。なお、今回の補正に対応する事業費は後ほど歳出で説明いたします2,800万円となります。

同じく16款2項が続きますが、特定防衛施設周辺整備調整交付金のうち、基金積立分150万円の増、うち社会福祉施設分150万円の減で、交付金の総額は変わりありません。

17款2項福祉医療費補助金139万8,000円は、インフルエンザの流行による医療費の増に対処しようとするものでございます。

財政調整基金繰入金は、今回補正の調整でして、繰入金マイナス1,679万4,000円としようとするものでございます。

22款4項後期高齢者医療広域連合委託金46万5,000円、後期高齢者健診委託料の増に対処する増額でございます。

緊急自然災害防止対策事業債300万円は林業振興費に、公共事業等債600万円は橋りょう維持費に充てる起債を追加するものでございます。

続きまして、歳出でございます。

こちら参考資料28ページから29ページを基に主要な補正事項を説明してまいります。なお、金額は事務事業ベースでございます。

2款1項村長・副村長執務費7万7,000円、旅費、通行料等に不足を生じたものです。

2款1項特定防衛施設周辺整備調整交付金事業基金費150万円、こちらは特定防衛施設周辺整備調整交付金基金費の積立てをするものでございます。

2款1項経済活性化対策事業3,517万4,000円、こちらは物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金推奨事業メニュー分を用い、物価高騰にあえぐ住民の方及び村内小売店振興も考えまして商品券発行を行います。1人当たり2,000円を1万4,700人分予定し、予算をご可決いただき次第、運営委託やクーポン券発行に取りかかりたいと考えております。

3款1項物価高騰対策給付金事業3,504万1,000円、これは物価高騰対策給付金事業に係る経費でして、財源は物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金のうち、低所得世帯支援分を用いまして、令和6年度住民税非課税世帯に対し1世帯当たり3万円、1,000世帯を予定、加えて子ども1人当たり2万円、120人を予定とし、合計3,240万円を給付するものでございます。

3款1項福祉医療費297万6,000円、こちらはインフルエンザの流行に伴い医療費の増額が見込まれるための処置でございます。

3款1項後期高齢者医療費46万5,000円は、後期高齢者健診委託料の増に伴う措置でございます。

3款2項学童保育費29万7,000円、こちらは北部第三学童保育所の設置に伴います北小学校の廊下間仕切りを設置するための工事請負費であります。当然のことながら当年度中の工事完成を目指し、新年度からの学童受入れを目指すものでございます。

6款1項畜産振興費230万円、こちら推奨メニュー分の国庫補助金を用いまして、飼料高騰等の影響を受ける村内畜産農家に対しまして支援金各10万円の支給を行うものです。

また、保健相談センター、下水道施設、中学校における光熱費高騰分支援として、推奨事業メニュー分の国庫補助金を充て、歳出の総額を変えずに財源内訳の変更をそれぞれの事務事業で行っております。

その他、歳出としては、令和6年国家公務員の人事院勧告に準拠した職員の給与費、会計年度任用職員の報酬等を計上させていただいております。参考資料59ページ以降に給与費明細書を添付させていただきます。

また、議案参考資料29ページの中ほどで、翌年度に繰り越して使用することができる経費として、先ほど説明申し上げた2款1項経済活性化対策事業3,517万4,000円、3款1項物価高騰対策給付金事業3,504万1,000円、そして、橋りょう維持費2,800万円を繰越明許費に追加するものです。

続いて、榛東村学童保育所の指定管理者の指定議案に伴いまして、令和7年度から令和8年度にかけまして限度額3,708万4,000円の債務負担行為を追加するものでございます。参考資料64ページに債務負担行為の支出予定額調書を添付しております。

最後に、地方債を記載されたとおりの額、追加するものでございます。

以上、雑駁ではございますが、提案説明を終了いたします。慎重ご審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第8号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第8号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第8号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

3番浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） 内容をちょっとお聞きしたいんですが、参考資料の29ページの上から6番目の6の1で畜産振興費、これのちょっと内訳で教えていただきたいんですが、畜産振興費1件10万円当たりということは23件で、これは認定農家なんですか。その辺ちょっとお聞きしたいんですが。

○議長（生方勇二君） 狩野産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） こちら23件、榛東村内の畜舎において畜産農業を営む者でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 浅見議員。

〔3番 浅見 隆君発言〕

○3番（浅見 隆君） この件について、じゃ認定どうのこうのじゃなくて、これはもう一つお聞きしますが、畜産ということだから牛とか豚とか鶏全部ひっくるめて23件ということでしょうか。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） 今、質問がありましたのでお答えいたします。

牛、豚、鶏、畜産農家が対象でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5番須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 学童の新設についてですけれども、廊下間仕切りについてどのように必要になったかという詳しいところをお聞かせください。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） こちら北小学校内で学童保育を始めるというに当たりまして、北小学校区のスペース、それから学童保育として使用するスペース、これをしっかりと分けなければいけないということがございまして、学校と協議をした上でその間仕切りを設置するというところでございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ありがとうございます、間仕切りをするということは、通用口って入る口も変わってくるということでしょうか。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 教室の中の間仕切りではなくて教室の外の廊下の間仕切りを行います。学童に通っているお子さんが学校の中に何というんですか、自由に行き来できないように、学童は学童のスペースしか使えないようにというんですか、自由にどこでも行けるようにならないように区切りをするものです。ただ緊急、もし火災だとかそういった場合にはもちろんそこを通れるように、学校のほうには鍵を預けて管理をしていくということでございます。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ということで、間仕切りをするということで、一旦外に出て、また学童に通うという形を取っているということかという伺いです。ちょっとイメージがつかないもので、すみません。

○議長（生方勇二君） 住民生活課長。

〔住民生活課長 飯塚邦守君発言〕

○住民生活課長（飯塚邦守君） 学童の生徒たちはまた別の入り口がございます。そこから下駄箱を置いて学童の教室に入っていくんですけども、そこから学校の2階とか3階に自由には行けないように、こちらは学童のスペースでその先は学校のスペースということで間仕切りをするということでございます。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 29ページの経済活性化対策事業の商品券の配付というところなんですけれども、今日可決されたとすれば、おおよそどのくらいの時期に皆様のお手元に配られるかということ

ころが分かれば、お願いいたします。

○議長（生方勇二君） 産業振興課長。

〔産業振興課長 狩野宏記君発言〕

○産業振興課長（狩野宏記君） お答えします。

今日この案が可決されましたらば早急に業者、商工会等と契約を結びまして、クーポン券の印刷、また対象者を洗い出しまして配付先を調整します。目標は3月下旬に配れるように努力してまいります。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第8号 令和6年度榛東村一般会計補正予算（第7号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第15 議案第9号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）について

○議長（生方勇二君） 日程第15、議案第9号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

碓井健康保険課長。

〔健康保険課長 碓井由果君発言〕

○健康保険課長（碓井由果君） 議案第9号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてご説明申し上げます。

議案書は26ページをご覧ください。

議案参考資料により説明させていただきます。

議案参考資料の65ページをご覧ください。

歳入歳出予算の総額にそれぞれ44万5,000円を追加し、総額をそれぞれ13億3,205万円とするものでございます。

歳入予算内訳は、7款1項一般会計繰入金44万5,000円の増です。

歳出予算内訳は、1款1項一般管理費44万5,000円の増となります。

歳出は、令和6年国家公務員の人事院勧告に準拠した会計年度任用職員報酬等を計上するものです。

歳出と同額を一般会計から繰り入れ、歳入額としております。

説明は以上となります。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第9号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第9号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第9号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第9号 令和6年度榛東村介護保険特別会計補正予算（第3号）についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 16 議案第 10 号 令和 6 年度榛東村上水道事業会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第16、議案第10号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第10号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）
について説明申し上げます。

議案書29ページをご覧ください。

令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入及び支出を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款水道事業収益において、既決予定額3億2,665万5,000円から補正予定額17万円を減額し、計
3億2,648万5,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款水道事業費用において、既決予定額2億8,767万5,000円に補正予定額428万9,000円を追加し、
計2億9,196万4,000円としようとするものでございます。

3条は、予算第8号に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、127
万1,000円を追加し、2,633万5,000円に改めるものでございます。

4条は、予算第9条に定めた一般会計からの補助金を受ける他会計補助金の金額43万2,000円を26
万2,000円に改めるものでございます。

続いて、議案参考資料72ページをご覧ください。

記載の概要のとおりでございます。

次に、73ページ、74ページは実施計画でございます。

75ページをご覧ください。

説明書にて説明をいたします。

まず、収入、1款水道事業収益では、他会計補助金を17万円減額しております。こちらは、児童手
当の受給資格喪失に伴う一般会計からの児童手当分の補助金の減額です。

続いて、76ページをご覧ください。

支出では、1款水道事業費用のうち、2目配水及び給水費として修繕費が330万円の増となってお
ります。こちらは、上水道管の漏水修繕等を行うための費用の補正でございます。12月までに発生し

た緊急の漏水修繕費で予算額をほぼ支出してしまう見込みとなったため、3月までに緊急の漏水が発生した場合に対応できなくなってしまうことから、増額をさせていただくものです。3目総係費として98万9,000円の増となっております。こちらは、児童手当の受給資格喪失に伴う減や令和6年国家公務員の人事院勧告に準拠した職員の給与費、会計年度任用職員の報酬等を計上させていただいております。

以下、77ページ、78ページが予定キャッシュ・フロー計算書、79ページから82ページまでが給与費明細書、83ページから86ページまで予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第10号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第10号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第10号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第10号 令和6年度榛東村上水道事業会計補正予算（第4号）についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第 17 議案第 11 号 令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号）
について

○議長（生方勇二君） 日程第17、議案第11号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）
についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

岡部上下水道課長。

〔上下水道課長 岡部貴一君発言〕

○上下水道課長（岡部貴一君） 議案第11号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）
について説明を申し上げます。

議案書30ページをご覧ください。

令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）でございます。

第1条補正予算は、次に定めるところによるものでございます。

第2条収益的収入及び支出の予算額を次のとおり補正するものでございます。

収入。

第1款下水道事業収益において、既決予定額4億1,710万7,000円から補正予定額8万4,000円を減額し、計4億1,702万3,000円としようとするものでございます。

支出。

第1款下水道事業費用において、既決予定額4億1,710万7,000円から補正予定額8万4,000円を減額し、計4億1,702万3,000円としようとするものでございます。

3条は資本的収入及び支出の補正で、収入、第1款資本的収入において、既決予定額3億5,351万7,000円に補正予定額57万1,000円を追加し、計3億5,408万8,000円としようとするものでございます。

支出、第1款資本的支出において、既決予定額3億5,351万7,000円に補正予定額57万1,000円を追加し、計3億5,408万8,000円としようとするものでございます。

次、議案書、下の欄、31ページをご覧ください。

第4条は、予算第8条に定めた議会の議決を経なければ流用できない経費、職員給与費ですが、42万7,000円を追加し、2,933万8,000円に改めるものでございます。

第5条では、一般会計補助金を4億9,343万8,000円に改めるものでございます。

続きまして、議案参考資料にてご説明いたします。

議案参考資料87ページをご覧ください。

87ページと次の88ページは記載の概要のとおりでございます。

89ページから92ページまでは実施計画でございます。

93ページをご覧ください。

説明書にてご説明いたします。

まず、収益的収入及び支出のうち、収入でございます。

1 款下水道事業収益では、一般会計補助金を 8 万 4,000 円減額しております。こちらは、この後説明いたします支出と同額となっております。

次のページ、94 ページをご覧ください。

支出でございます。

1 款下水道事業費用にあります 2 目総係費の給与と手当は、令和 6 年国家公務員の人事院勧告に準拠した職員の給与費の増と受給資格喪失による減となっております。

次に、95 ページをご覧ください。

資本的収入及び支出のうち、収入でございます。

第 1 款資本的収入にあります 1 目他会計補助金は、一般会計からの補助金を 57 万 1,000 円増額しております。こちらは、この後説明いたします支出と同額となっております。

96 ページをご覧ください。

1 款資本的支出にあります 1 目管路建設改良費の給与、手当、法定福利費は、令和 6 年国家公務員の人事院勧告に準拠した職員の給与費等の増となっております。

以下、97 ページ、98 ページが予定キャッシュ・フロー計算書、99 ページから 102 ページまでが給与費明細書、103 ページから 107 ページまで予定貸借対照表を添付させていただいております。

以上で令和 6 年度榛東村下水道事業会計補正予算（第 4 号）について説明を終了いたします。慎重審議の上、ご可決くださいますようお願い申し上げます。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第 11 号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第 11 号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第 11 号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第11号 令和6年度榛東村下水道事業会計補正予算（第4号）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第18 議案第12号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第18、議案第12号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第12号でございます。榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変更契約の締結について。

議案書は32ページをご覧ください。

地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

工事の名称につきましては、令和5年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事でございます。

また、契約の相手方については、記載のとおりでございます。

議案参考資料は108ページをご覧ください。

議案参考資料により説明申し上げます。

当該工事におきましては、令和5年9月5日の定例会におきまして本契約の締結のための議決をいただき、工事に着手しております。

当初工事につきましては、債務負担行為により工事を実施しております。

なお、今回は、議案参考資料、概要、中ほどの変更の概要をご覧ください。

変更の概要といたしますと記載のとおりございまして、地盤の状態からくい工事の一部工程を省略できたことによる減額、看板、門扉等の一部工事におきまして、工期内の外構工事との調整が困難なことから工事を減にするなど、また、図面の精査及び数量の精査による変更によるものとなっております。

このための変更減額といたしまして1,640万1,000円の減額をしたく、当該工事に係ります榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

以上で議案第12号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第12号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第12号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第12号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） くい工事の一部工程を省略できたというふうな記載ですけれども、これは地盤が思った以上に強かったというそういうことになるのでしょうか。回答を。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） お答えいたします。

くい施工の変更でございますが、今、齊藤議員さんがおっしゃったまさにそのとおりでございます。すみません、当初の施工予定では軟弱な地盤を想定しまして、先行掘削を行った上で、セメントミルクによる置き換えを行いながらくい打ちをする予定でございましたが、先ほど議員がおっしゃったように、思ったより地盤が強固であったということでくい工事の省略が可能になったということでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） くい工事の一部工程を省略できたことによる減額というのと、また別途発注予定であるという今回の工事減、こちらの内訳、その発注予定であった部分が予定の金額というのが分かっているならば、分けてご説明をお願いします。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） こちら議案参考資料に書かせていただいたものは、今回変更の主なもの挙げさせていただいております、個別の金額をちょっと申し上げたり、ちょっと積み上げも見積り、積算ベースでございますので、ちょっと今お答えするのは差し控えさせていただくんですが、別途発注になったという部分におきましては、議案参考資料の中に工期内の外構工事との調整というところがございます。本来、当初予定では建築工事の中に含まれておりました公民館の懸垂幕や外構サイン、建物のサインなど、それから、給食センターでいきますと門扉やガードポール、外構のサインとか、そういったものがちょっと間に合わない予定があるということで、今回その工事については一旦中止をさせていただいて、これから行う外構工事の中で進めていったほうがよいだろうということで一部中止をさせて、別に発注をさせていただくようになったというものもでございます。ちょっと内容が違うかもしれないんですが、回答とさせていただきます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） ご説明ありがとうございます。

そうしますと、いろいろ主なものということでほかにもいろいろあるということですが、別発注のものが新たに、一般競争入札等の入札を経て行われるのか、それとももう契約をしていたものなので今まで契約しているところとなるのかとか、そういったものは決まっているんですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどの総務課長からの説明でもございましたが、外構工事につきましては既に発注済みでございます。その中に今申し上げました別注になる工事は含まれておりませんので、またこれから業者さんと協議をするか、また新たに発注を行っていくか、これから調整していくところでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第12号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 建築工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◇

◎日程第 19 議案第 13 号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第19、議案第13号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 続きまして、議案第13号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結についてご説明申し上げます。

先ほどと同様、地方自治法第96条第1項第5号の規定に基づきまして、議会の議決を求めるものでございます。

議案書は33ページをご覧ください。

また、議案参考資料は109ページをご覧ください。

工事の名称でございます。令和5年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事でございます。

当該工事におきましては、令和5年9月5日の定例会におきまして本契約の締結のための議決をいただき、工事に着手しております。

なお、今回、議案参考資料の概要の中ほどの変更の概要をご覧ください。

変更の概要といたしますと、幹線配管を地中はりスリーブから地中埋設に変更したことによる減額、また、外灯工事において工期内の外構工事との調整が困難なことからの工事減、また、利用方法再検討により一部情報機器の導入中止等に伴います減額、また、図面精査及び数量精査による変更となっております。

このため変更減額といたしまして2,195万6,000円の減額したく、当該工事に係ります榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

以上、雑駁な説明でございますが、議案第13号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可

決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第13号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第13号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第13号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） 変更の概要の中の利用方法の再検討により一部情報機器の中止による減額とありますが、これのちょっと内容を教えていただきたいです。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） お答えします。

給食センターのほうの設備になるんですが、スイッチ類の変更とあとルーターとかそういった機器になりますが、その数量変更とかがございましての減額、こちらは減額でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 波多野議員。

〔7番 波多野佐和子君発言〕

○7番（波多野佐和子君） そうしますと、これは給食センターに係るものであります。おおよそでもいいので、幾らぐらいをといるところが分かれば教えていただきたいと思います。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） こちらもいろんなものの積算の積み上げでございますので、ちょっと個別の設計額についてはちょっと申し上げることは差し控えさせていただきます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） やはり変更の概要の初め、幹線配管を地中はりスリーブから地中埋設に変

更したことになる減額となっていますけれども、これはならば初めからこういうふうにすればよかったと思うんですが、何か理由があるんですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 当初の設計段階では、地中にはりを置いてその下にケーブル等を通す予定であったと。工事をしていく中で、その工法よりも埋設をしていったほうが効果的、安全上も問題ないということになったということで伺っております。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） ならば初めから地中埋設にすればよかったと思うんですね。だから私が聞いているのは、地中はりスリーブから地中埋設になった理由ということなんですけれども、今の答弁だと、地中埋設のほうがよかったからそうしたと言うんだから、ならば初めからすればよかったんじゃないんですか。その辺どうなんですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） あくまで工事を進めていく中で現場でいろいろな問題が起きますので、その中で協議をしながら工法の変更等を協議して、決定して行っているところであります。なので、当初からというところではちょっと判断できなかったというものでございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 12番早坂議員。

〔12番 早坂 通君発言〕

○12番（早坂 通君） じゃ、ということなんですね。工事をしていく中で、地層、地層の様子とかいろんな条件が分かった結果、地中埋設にしようということになったということなんですね。初めから地中埋設にしたほうが減額になるんだったら、そっちのほうにしようという考えはなかったんですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） ご指摘のとおりかもしれませんが、なかなか工事の詳細について私どもも素人でございますので、設計士に依頼しての積算で工法の決定でございましたので、当時はちょっと判断することはできなかったと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） 副村長。

〔副村長 小池秀樹君発言〕

○副村長（小池秀樹君） 追加で説明をさせていただきたいと思います。

設計の段階で、実施設計で設計業者は最大限安全を考えて分かる範囲のところで積算をさせていただいて、はりのほうがいいだろうということで出しているわけですが、実際工事を進めている中で、そこまでお金をかけなくても安全性が担保できますよというところを年中打合せの会議、工程会議等を持ちながら設計管理者も入っていますので、そういう中でこれで担保できますよということで、できるだけ経費を節減して安全の確保できるということの変更だと理解しているところでございます。よろしくお願いします。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

○議長（生方勇二君） 5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 今回も、こちら外構工事との工期の調整が利かなかったことによる別途発注予定の工事減がありますけれども、こういったもの、こちらの契約の工期を延長ということも検討されたのでしょうか。工期を延長するよりも発注し直した方が予算的によいと考えたのかということも併せてお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 先ほどの建築工事とも関連いたしますが、あくまで今現在、工事進捗中でありまして、2月28日までの工期ということで実施中で、予定どおり進んでいるというふうにはまず伺っているところです。まだ現場も建築工事、機械設備工事、電気設備工事実施しているところですので、外構工事でも着工できないで当然いる中でございますので、一部ちょっと中止をさせていただいて後から発注というような予定にさせていただいたというところなので、工期の延長とかそういった考えはございません。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

7 番波多野議員。

〔7 番 波多野佐和子君発言〕

○7 番（波多野佐和子君） 工事をしている間に、この外灯工事において工期内の外構工事との調整が困難なことからというところで別途発注ということになります。最初の工事を請け負ったそのもの、外灯工事と、今度は外構工事のほうに変わるわけですから、そういった工事費の差異というのでしょうか、工事費の違いというものは把握しているのでしょうか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） まず、当初の設計の中で、今は電気工事のお話ですが、その中に含まれていたものを一部中止させていただいたり、変更させていただいたりしながら今回提案させていただいておりますので、金額的には積算ベースですが大まかに出てはおります。今後、別に発注をしていくようになりますので、現在の積算を基に取り出して、設計を取り出して新たな一つの工事として発注していくようになる予定でございます。ちょっとお分かりになったでしょうか。なんで現在の積算の中からは一旦落とさせていただくんですが、また新たに別の時期に必要な工事は発注させていただくという予定でございます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

5 番須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） そうすると先ほどのご説明から、いろいろなものが入っているということで金額はお答えいただけていなかったものではありますが、今回12号も13号も結構大きな金額でございますので、どの程度なのかという内訳は分からないところですが、（債）ということでお金は借りての事業に取りあえずしていると思いますけれども、これがトータル的に発注してしまえばあまり変わらずでとなるのか、これにより補助金の変更はなしとなっておりますので、大きく減額すれば補助金の返還とかが必要になるのか、ちょっとここのところの変更はなしの根拠、お伺いします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） ご提案させていただいたところで、工事名のところでございます。

この令和5年度（債）、債なんですけど、先ほどのお話ですとお金を借りるというようなところがありましたけどそうではなくて、こちら令和5年度からの債務負担によりまして継続した工事を実施しているということで、工期、前回の令和5年9月5日から令和7年2月28日までということで債務負担行為によりということでの名称でございます。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩といたします。

午後2時26分休憩

午後2時29分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） お答えをいたします。

それぞれの金額というお話でございましたが、今後、現在中止させていただいて別途発注するような工事になるか、また、現在外構工事に行っているところとの協議、変更契約になるかと

か、今後協議をしていく予定でございます。今ここで金額等々申し上げてしまいますと、発注する際のいわゆる予定価格というふうにも捉えられてしまいます可能性もありますので、やはり金額については差し控えさせていただきます。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第13号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 電気設備工事請負変更契約の締結についてを原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第20 議案第14号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結について

○議長（生方勇二君） 日程第20、議案第14号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結についてを議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 議案第14号でございます。

こちらにつきましては、議案書は34ページ、議案参考資料につきましては110ページをご覧ください。

同じく地方自治法第96条第1項第5号の規定により、議会の議決を求めるものでございます。

初めに、工事の名称でございます。

令和5年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事でございます。

契約の相手方につきましては、議案書記載のとおりでございます。

続いて、議案参考資料になります。

当該工事につきましては、先ほど来申し上げましたが、令和5年9月5日の定例会において本契約のための議決をいただき、工事に着手しております。

なお、今回は議案参考資料、概要の中ほどの変更の概要をご覧ください。

変更の概要といたしますと、屋外受水槽へ水位制御盤を追加することによる増額、また給湯ユニットを貯湯タンクからプレート式温水製造機へ変更したことによる減額、また、図面及び数量の精査による変更となっております。

このため変更のほう増額といたしまして23万1,000円の増額をしたく、当該工事に係ります榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結についてお願いするものでございます。

雑駁な説明となりましたが、以上で議案第14号の説明とさせていただきます。慎重審議の上、ご可決くださいますようよろしくお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第14号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第14号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第14号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番 須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 変更の概要で給湯のユニット、貯湯タンクからプレート式温水製造機へ変更ということですが、こちらのちょっと内容はよく分からないんですけれども、どのような機械であるか、そちらを変更して今後長年使っていくことによって、光熱費といいますか電気代なのか灯油代なのかそういったものの試算というのはされたのか、増える、減るという、もしお分かりでしたらお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） あくまでちょっと打合せの書類に書いてあるもので申し上げさせていただきますが、対象の建物としましては給食センターに設置されるものだそうです。名称は蒸気貯湯タンクを熱交換プレートユニットに変更すると。既定の設計ではその蒸気貯湯タンクであったんですが、現場との打合せにおいてこの熱交換プレートユニットのほうに変更になったということで、す

みません、ちょっとどうした理由でというところがちょっとないので、またそれは議会終わりにしてからちょっと担当のほうに確認して、お伝えさせていただきたいと思います。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第14号 榛東村防災中枢機能施設整備事業 機械設備工事請負変更契約の締結について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。



◎日程第 2 1 議案第 1 5 号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）

○議長（生方勇二君） 日程第21 議案第15号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第15号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）について説明をいたします。

議案書は35ページ、議案参考資料は111ページをお開きください。

取得する財産の表示でございますが、備品一式でございます。

取得価格4,378万円、うち消費税及び地方消費税に相当する額398万円でございます。

契約の相手方です。

所在地、群馬県高崎市八島町20番地K S ビル4階、名称、有限会社近藤金庫店、代表者役職及び氏名、代表取締役近藤利弘氏でございます。

続いて、議案参考資料111ページをご覧ください。

概要欄をご覧ください。

趣旨・目的でございます。

事業の名称、令和6年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務でございます。

目的等です。

新たに整備する榛東村防災中枢機能施設公民館及び給食センターで使用する備品を整備するものでございます。

この業務に係る財源としまして、再編関連訓練移転等交付金基金を充当して行うものでございます。

その下に参考に基金残高を記載してございます。

基金残高、令和7年1月17日現在の残高でございますが、9,032万4,876円となっております。

取得する財産です。

備品一式でございますが、こちらは公民館及び給食センター内に設置をして使用する備品類でございますが、主な備品類をその下に記載してございますのでご覧ください。

納入期限につきましては、令和7年7月23日までとしております。

関係法令、予算措置の状況につきましては記載のとおりでございます。

また、次ページには、参考といたしまして入札執行調書を添付してございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第15号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第15号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第15号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

5 番 須田議員。

〔5 番 須田仁美君発言〕

○5 番（須田仁美君） 今回財源として充当したもので再編関連訓練移転等交付金基金、15号、16号ともに充当されるということですが、これを基金残高からこちらを充当しますと1,000万円台、かなり減るものですが、この基金は当初の計画予定からこの再編関連訓練移転等交付金基金を

充当する計画で行われていたのかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 一倉総務課長。

〔総務課長 一倉 学君発言〕

○総務課長（一倉 学君） 基金のことですが、当初こちらの榛東村防災中枢機能施設整備基金という形で、こちらの備品購入のために積み立てた基金ということでお願いしたいと思います。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） 取得する財産のことなんですけれども、細かいですが授乳チェア、おむつ交換台と記載があったので、今、村内の保育施設等ではごみ、おむつの持ち帰りをなくし、園で処理をしていただくような経緯もございます。こちらのほうもおむつ用ごみ箱、臭いの出ない、そういったものも含まれているごみ箱になるのかお伺いします。

○議長（生方勇二君） 村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 新しい公民館の中に授乳室を設置する計画でございます。その中には授乳用のチェアや交換台、ごみ箱も一応置く予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） 須田議員。

〔5番 須田仁美君発言〕

○5番（須田仁美君） このごみ箱ということで授乳室に置くごみ箱ということでございますが、例えば県内の道の駅授乳室で、おむつは持ち帰りを書いてあったけれども、ごみ箱があつておむつがたくさん捨ててあり、臭いが気になるというところが経験ございます。こちらはごみ箱というのはおむつ用のごみ箱ということでよろしいですか。

○議長（生方勇二君） 生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） おむつを捨てるために置いていただくダストボックスを予定してございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第15号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 備品購入業務）について、
原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎日程第22 議案第16号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備
事業 給食備品購入業務）

○議長（生方勇二君） 日程第22、議案第16号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備
事業 給食備品購入業務）を議題といたします。

提案理由の説明を求めます。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 議案第16号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事
業 給食備品購入業務）について説明をいたします。

議案書は36ページ、議案参考資料は113ページをお開きください。

取得する財産の表示、給食備品一式でございます。

取得価格3,707万円、うち消費税及び地方消費税に相当する額337万円でございます。

契約の相手方です。

所在地、群馬県高崎市和田多中町13番1号、名称、株式会社中西製作所群馬営業所、代表者役職及
び氏名、所長藤原崇史氏でございます。

続いて、議案参考資料113ページをご覧ください。

概要欄をご覧ください。

趣旨・目的です。

事業の名称、令和6年度（債）榛東村防災中枢機能施設整備事業 給食備品購入業務でございます。
目的等です。

新たに整備する榛東村防災中枢機能施設給食センターで使用する給食備品を整備するものです。

この業務の財源といたしまして、先ほどと同様に再編関連訓練移転等交付金基金を充当して行うも
のでございます。

参考に基金残高を記載してございますが、令和7年1月17日現在の残高でございますが、9,032万

4,876円となっております。

取得する財産、給食備品一式でございますが、こちらは給食センターで使用する器具類や給食の提供に必要な食器類でございますが、主な物品名を下記に記載してございます。ご覧ください。

納入期限につきましては、令和7年7月9日までとしております。

関係法令、予算措置の状況につきましては記載のとおりでございます。

また、こちらも次ページに参考として入札執行調書を添付してございます。

以上、雑駁ではございますが、説明とさせていただきます。ご審議の上、ご可決くださいますようお願いいたします。

○議長（生方勇二君） 提案理由の説明が終わりました。

議案第16号につきましては、議会運営委員会においては委員会付託を省略することに決定されました。

お諮りいたします。

議案第16号の委員会付託を省略することにご異議ございませんか。

〔「異議なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 異議なしと認め、議案第16号につきましては、委員会付託を省略することに決定いたしました。

質疑を行います。

質疑ございませんか。

4 番 齊藤議員。

〔4 番 齊藤将史君発言〕

○4 番（齊藤将史君） じゃ、ちょっと気を取り直して。備品一覧というか取得財産一覧という内容見てみると、食器類等と給食センター、要は子どもたちが給食で使う食器類等々が記載されているんですけども、これって全部新調するのか、あるいは部分的に新調するのか。今までこれだけではなく、いろいろな機械、備品等々、そういったもので新調する場合、古かったものに関してはどのように処理するのか。売却するのか、あるいは単純に廃棄という形になるのか、その辺のところ分かれば回答を。

○議長（生方勇二君） 暫時休憩いたします。

午後2時48分休憩

午後2時49分再開

○議長（生方勇二君） 会議を再開いたします。

村上生涯学習課長。

〔生涯学習課長 村上 誠君発言〕

○生涯学習課長（村上 誠君） 今回購入させていただきます備品類、食器類、食缶類、そういったものなのですが、まず食器類とかで申し上げますと、ご飯を入れるおわんや汁のわん、仕切り皿やカレー皿、トレイ、そういったものを全て新調させていただく予定で計上してございます。

なお、この起工に当たりまして、村長からも現状のもので使えるものは使ってくださいということで、担当のほうで精査した上で計上させていただいたものでございます。

もう一つ、現在使っているものの処分の方法ということでご質問でございましたが、それはまだこれから検討していく予定、現状まだ新年度におきましても使っていきますので、これからその処分方法につきましては検討していく予定でございます。

以上です。

○議長（生方勇二君） ほかにございますか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 質疑なしと認め、質疑を終結いたします。

討論を行います。

初めに、反対の討論を許可いたします。

討論ございませんか。

〔「なし」の声あり〕

○議長（生方勇二君） 討論なしと認め、討論を終結いたします。

直ちに採決を行います。

議案第16号 財産の取得について（榛東村防災中枢機能施設整備事業 給食備品購入業務）について、原案のとおり可決することに賛成する議員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○議長（生方勇二君） 全員賛成。

よって、本案は原案のとおり可決されました。

◎閉 会

○議長（生方勇二君） これで本日の日程は全て終了いたしました。

以上をもちまして、令和7年第1回榛東村議会臨時会を閉会いたします。

大変お疲れさまでした。

午後2時51分閉会

地方自治法第 1 2 3 条第 2 項の規定によりここに署名する。

榛東村議会議長 生 方 勇 二

榛東村議会議員 小 板 橋 尚

榛東村議会議員 善 養 寺 孝